

○財務省告示第七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

三 法律及びその条項 九年法律第二十三号）第四十六

四 振替法の適用 条第六十二條第一項及び第六十二條第一項

五 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

六 振替法の適用 律（平成十三年法律第七十五号）

七 振替法の適用 以下「振替法」という。）の規定

八 振替法の適用 の適用を受けるものとし、その

九 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。

十 振替法の適用 価格を競争に付して行われる入

十一 振替法の適用 札（以下「価格競争入札」とい

十二 振替法の適用 う。）による発行（以下「価格競

十三 振替法の適用 争入札発行」という。）及び価格

十四 振替法の適用 競争入札と同時に行われる入札

十五 振替法の適用 であつて、財務大臣が各国債市

十六 振替法の適用 場特別参加者ごとに応募限度額

十七 振替法の適用 を定めるものによる発行（以下

十八 振替法の適用 「国債市場特別参加者・第I非

十九 振替法の適用 価格競争入札発行」という。）

二十 振替法の適用 価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

イ 方法決定の

入札競争

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り

七							六									
者	特	国	入	価	行	争	者	特	国	入	価	行	争	者	特	国
第	・	債	札	格	入	札	者	・	債	札	格	行	札	者	・	債
I	加	場	行	競	込	発	I	加	場	行	競	発	行	I	加	場
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
円	七	百	五	十	三	億	五	千	九	百	三	十五	万			
	七	千	二	百	六	億	三	千	七	百	十	万				

当てる。各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申

十四 後第二 の二期 利子以	$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$	<p>規下は期た期平年 定、次、が金と成〇 す、号、その額し、し、二・六 る、期、の、を、支、次、の、九、六、パー 日、及、翌、行、支、の、算、年、月、セ 以、第、業、休、払、の、式、月、二、十、ン 前、十、日、業、日、う、に、に、よ、十、日、を、支 六、五、に、に、当、だ、り、算、出、し、払 月、号、に、支、た、し、算、出、し、払 間、に、お、う、(、支、し、</p>	十三 初利 期利 子率	行争 入札 発競	非争 格競	者・第 格競 I	特別 参加	国債 市場	入札 発行	価格 競争	発行 行日	九 振替 額単 位	八 最 低 額 面 金	非争 格競
<p>る、利子を支払う。 日、を、支、払、う、日、以、前、六、月、間、に、属、す、</p>		<p>平成二十年六月二十日 を、支、払、う、日、以、前、六、月、間、に、属、す、</p>	<p>年〇・六パーセント</p>					<p>十額五額 五面錢以 錢金額上 百の百 円それ につぞ つき 九の 十九 九募 円価 五格</p>	<p>平成二十年十二月二十日</p>	<p>す。の整数倍の金額によるものと</p>	<p>の記載又は記録は、最低額面金</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿</p>	<p>五万円</p>	

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五

償 償 元 払 入 者 払
還 還 利 場 札 者 込
期 期 金 所 参 者 込
限 限 支 支 加 者 込
額 額 額 額 額 者 込
日 日 日 日 日 者 込

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 五
十 臣 行 額 十
八 か 額 百 八
年 通 円 円 年
十 知 を につ 十
二 受 受 百 二
月 け け 円 月
二 け け 円 十
十 け け 円 日
日 者 者 者 日